

とめ 法人会 NEWS

令和7年5月15日発行

第112号

豊里町 豊里水辺の公園パークゴルフ場

北上川の河川敷に4コースが整備されており、五月晴れの日、多くの愛好家が腕を磨きに訪れておりました。

目次

- P. 1 豊里町・豊里水辺の公園パークゴルフ場
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 税制改正に関する提言の主な実現事項
- P. 6 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 新入会員紹介、お知らせ

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン届出の受付は1週間程度、取扱い中の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の 送付が
提出省時 スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス





女性部会 税務研修会を開催

女性部会（浅野清子部会長）では、去る2月14日、ホテルサンシャイン佐沼を会場に税務研修会を開催しました。

佐沼税務署長 菊池 健 氏を講師にお迎えし、「税務調査の状況」と題してご講話いただきました。

仙台国税局報道発表資料を基に海外取引やインターネット取引など様々な分野の法人税、所得税の調査状況等をご説明いただきました。

不正発見割合や申告漏れ金額などの資料もあり、納税について改めて考える研修会となりました。



ショート動画を活用した 会社PR法を学ぶ！

今や何かを検索するにも、スマホに頼りがちになっていないでしょうか。そんな現代だからこそSNSを活用して会社をPRすることが重要と考え、ショート動画活用セミナーを開催。講師には、Instagramフォロワー数9.6万人超え（R7.1月末現在）、SNS総フォロワー11万人越えのクリエイター平嶋愛氏をお招きしました。写真や動画を組合わせて、見る人を引き付け飽きさせないようにすることが大事と人気がある投稿を紹介すると共にVLLO（プロ）を使って動画の編集方法をご説明くださいました。



米山支部 地元市議会議員との情報交換会を開催

米山支部（藤欠孝一支部長）では、去る2月7日、登米市議会議員との情報交換会を開催しました。

情報交換会では、「米山地区コンパクトシティに伴う経済活性化について」をテーマに掲げ、武田市議会議員より「米山地区公共施設複合化整備事業」に関する説明が行われました。この事業では、米山総合支所、米山公民館、米山体育館、統合小学校、米山児童館の建設が進められており、各施設をつなぎ、市民活動や交流の場となる空間「Commons」の構想や機能について情報提供があり、その後、これからの米山地域の活性化に向けた意見交換が行われました。尚、施設の供用開始は令和8年11月頃、小学校及び児童活動センターの開校は令和9年4月を予定しています。



中田支部 経営研修会を開催

中田支部（熊谷貞雄支部長）では、去る2月7日、(株)割烹くまがいを会場に経営研修会を開催しました。

宮城県事業承継・引継ぎ支援センターの縄田弁護士、加福エリアコーディネーターを講師に迎え「事業承継における心構えと準備」をテーマに事業承継の基礎知識と経営者の役割・魅力などを後継者に伝える大切さについて学びました。研修会終了後は、会員交流会を開催し会員相互の交流と情報交換等を行い親睦を深めました。

「遺族の頼れる パートナー!!」



《東和支部》
株式会社 国分や葬祭店
代表取締役 国分 貴成 氏

「故人を偲ぶ大切な時間、心を込めてお手伝いさせていただきます。」と話す、株式会社国分や葬祭店様を訪問しました。

東和町にて昭和43年3月に初代国分亨氏が創業。当時は、東京から仏具を仕入れて販売する事業を主に行っていました。その後、事業を軌道に乗せ平成元年に有限会社を設立。平成18年には株式会社へ組織変更し登米市で初めてとなる葬祭会館“元町ホール”が誕生しました。

現社長は3代目。高校卒業後、専門学校を経て、東京のITデータセンターへ就職。2017年にUターンし、父の仕事を手伝うようになりました。父である前社長国分慶氏より葬祭業としての作法やしきたりを少しずつ吸収して今に至ると振り返る貴成社長。弊社は、お客様からご依頼が入ると始めから終わりまで(搬送～打ち合わせ～お葬儀～納骨・お位牌決め等)基本的には私が一貫して責任をもって対応にあたるため、お客様との間に親近感がわき安心して心の内を相談していただけます、とのことでした。

現代は、葬儀の在り方も様々で昔ながらのしきたりを継承したくてもそのしきたりすら正しく知る人が少なくなっています。地域や宗派によって多岐にわたるしきたりを自身の知識として蓄え、ご遺族様と故人の最後のお別れの儀式を悔いなく終わらせるお手伝いをさせて頂きたいとお話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



女性部会の社会貢献活動 新品タオル等を寄贈

女性部会(浅野清子部会長)では、社会貢献活動の一貫として、新品タオル・プルタブ・使用済み切手の収集を行っており今年度も登米市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。

今回も皆様のご協力のおかげで、多くの物品を届けることができました。

今後も収集活動を行ってまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



佐沼支部 特殊詐欺等防止に向けて

佐沼支部(田口安浩支部長)では、去る3月4日、若鯨はさま館を会場に、佐沼警察署 田村康二署長と武田勝博交通課長を講師に地域安全セミナーを開催しました。

田村署長からは、年々増え続ける特殊詐欺事件について、事例を紹介しながら、1人で解決しようとせずに家族や警察署に相談してほしいとお話しくださいました。

また、武田交通課長からは、市内であった交通事故等のお話と飲酒運転撲滅に向けたDVDを投影。飲酒運転の恐ろしさを強調されました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っておりまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。	- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	- 中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	- 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 - 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。



税制提言に関するパネル展示



税制改正提言報告

第40回法人会全国大会
(鹿児島大会)
毎年、全国の会員約二千人が一堂に会して開催される全国大会では、税制改正に関する提言の内容が周知されます。

税務署からのお知らせ

事業者のデジタル化促進

日々の業務がデジタル化されることにより、結果として税務手続のデジタル化に繋がることが期待されますので、国税庁では、税務手続だけではなく、事業者が行う日々の業務のデジタル化に向けた活動にも取り組んでいます。

事業者の皆様が、ご自身の税務手続のオンライン利用を含めたデジタル化の現状を確認し、今後、デジタル化を進める際の参考となるよう「デジタル化チェックシート」を掲載しましたので、ご活用ください。

※ 既に会計ソフトを導入されている事業者の方は、更なる業務の効率化・生産性の向上に向けて、デジタルインボイス（Peppol インボイス）や全銀 EDI（ZEDI）の活用が有効です。

日々の
業務を



デジタル化
で効率 UP!

取引や会計などの業務のデジタル化が進めば・・・

- ✓ 単純ミスを防いで
正確性と効率 UP!
- ✓ 書類の保存
コスト DOWN!
- ✓ 経営の
高度化!

e-Tax 申告法人の 4 社に 3 社が ALL e-Tax です!!

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、e-Tax の利用拡大、添付書類の電子化（財務諸表や勘定科目内訳明細書等の e-Tax 送信）を推進しています。

e-Tax 申告法人の 4 社に 3 社が、既に「ALL e-Tax」です。コスト削減などのメリットもありますので、「ALL e-Tax」にご協力をお願いします。

※ ALL e-Tax とは、法人が主要な別表や財務諸表など申告書に添付すべきものとされている書類を e-Tax で送信することをいいます。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の時間や税務署へ
行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費
の削減

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

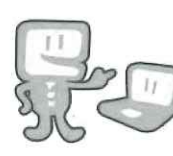
e-Tax ソフト（WEB 版）と同様の画面操作を用いて、源泉所得税の徴収高計算書の作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）を体験することができる、キャッシュレス納付体験コーナー（デモ操作ツール）を開設しました。

e-Tax によるキャッシュレス納付の利便性を、ぜひご体験ください。



事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。e-Tax の操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用

デモ操作の画面を確認しながら、実際の e-Tax の操作を行う使い方もできます。

電子納税証明書 (PDF) がとても便利です!

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください。

- メリット その 1 税務署窓口に行く必要がなく非対面で請求から受取までできます!
- メリット その 2 電子納税証明書 (PDF ファイル) は何度でもお使いいただけます (※注)!
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。
- メリット その 3 電子納税証明書 (PDF ファイル) は何枚でも印刷できます!

詳しく知りたい方はこちらから

デジタル化促進

チェックシート

電子帳簿保存法

ALL e-Tax

源泉所得税

電子納税証明書



お知らせ

自動車税種別割の納期限は6月2日（月）です！

～期限までに納付されるようお願いします～

令和7年度の自動車税種別割納税通知書は、令和7年4月30日（水）付けで県内一斉に発送されておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがあります。自動車税種別割は、県の様々な事業を行うための貴重な財源ですので、納期限までに納付されますようお願いいたします。

自動車税種別割の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

☆ 納める方

- ・ 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在で自動車検査証（車検証）に記載または記録されている所有者に課税されます。自動車を譲渡しても、名義変更の登録手続きが4月以降となった場合は、自動車を所有していると判断され、自動車税種別割が課税されます。

なお、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

☆ 納める方法

- ・ 納税通知書に記載の納期限までに、次のいずれかの方法により納付してください。
- ・ ペイジー（Pay-easy）、スマートフォン決済またはクレジットカードで納付した場合は、領収証書や納税証明書は発行されませんので、必要な方は事前に宮城県税務課ホームページ「納付の方法」から、ご利用にあたっての注意事項をご確認願います。<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/nouzeimadogutitou.html>

① 金融機関窓口・県税事務所窓口

- ・ 納税通知書または納付書を持参し、現金で納付できます。

② コンビニエンスストア

- ・ 納税通知書または、コンビニ・スマホ納付取扱用バーコードが印字されている納付書を持参し、現金で納付できます。

③ ペイジー（Pay-easy）

- ・ インターネットバンキングや金融機関のATMを利用して県税を納付する方法です。ATMの場合は、キャッシュカードまたは現金で納付できます。

④ 地方税お支払いサイト（クレジットカード・インターネットバンキング等）

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

- ・ パソコンやスマートフォンから地方税お支払いサイトにアクセスし、クレジットカードやインターネットバンキングで納付できます。

⑤ アプリによるスマートフォン決済

- ・ スマートフォンまたはタブレット端末でアプリを起動し、納税通知書に印刷されている二次元コード（eL-QR）を読み取ることで納付できます。スマートフォン決済アプリ一覧についても、地方税お支払サイトで確認できます。<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

【注意点】

- ・ 使用できるクレジットカードやスマートフォン決済アプリの詳細は、各支払サイトでご確認ください。
- ・ クレジットカードを利用した納付には、税額のほか支払手続1回ごとに決済手数料がかかります。

クレジットカード決済手数料一覧

納 付 金 額	地方税お支払いサイト
1～10,000 円	40 円（税込）
10,001～20,000 円	123 円（税込）
20,001～30,000 円	205 円（税込）
30,001～40,000 円	288 円（税込）
40,001～50,000 円	370 円（税込）
以降 10,000 円ごと加算	75 円（税抜）

法人会 新会員紹介

令和六年四月～令和七年三月（敬称略）

佐沼支部

- ・ 特定非営利活動法人ぶれも
- ・ (株)日新クリエーション
- ・ (株)爽陽
- ・ 阿部芳明
- ・ (有)及川商会
- ・ G・Style

登米支部

- ・ 食事処 寿々乃
- ・ (同) アンジュ
- ・ (株)大野屋

中田支部

- ・ (株)恭進興業
- ・ (有)田口酒店

米山支部

- ・ (株)かのファーム
- ・ (株)フラット
- ・ 石堂ファーム
- ・ (株)セミック

豊里支部

- ・ (株)エス・ティ・エフ
- ・ (有)三葉寿
- ・ 佐々木鐵筋工業(株)
- ・ (有)服部工業
- ・ 特定非営利活動法人
とよさとマイ・タウンクラブ
- ・ ファミリーマート豊里町店

南方支部

- ・ (株)信大機工
- ・ 鈴木博之
- ・ 特定非営利活動法人
もっこりの里

津山支部

- ・ (株)東北貿易
- ・ 黒田洋子
- ・ (株)ステップライン

税に強い経営者が次世代を支える!

法人会って、どんな団体？

会員企業は70万社超!

法人会とは？

1. 企業と社会の発展を促して国に税の還付!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

法人会

会員募集中■未加入法人をご紹介下さい■

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

お知り合いに、まだ会員になられていない方がおりましたら、是非ご紹介くださいますようお願い致します。

お知らせ

○第15回 市民ふれあいコンサート

令和7年8月1日（金）
於「水の里ホール（登米祝祭劇場）
Abebisou・大ホール」



開催決定!

○青年部会 設立30周年記念講演会

令和7年8月22日（金）
於「ホテルサンシャイン佐沼」

開催決定!

※詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせ致しますので、どうぞご期待ください。